平成２４年（フ）第１０９号
秋田市新屋町字新町後281番地14
債務者　越後　　晃
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２４号
秋田市下北手松崎字大巻34番地　県営住宅Ｒ９―101号
債務者　大平えりこ
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８号
茨城県神栖市波崎6068番地１
債務者　楠　　節雄
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第２９号
茨城県神栖市波崎6068番地１
債務者　楠　　千枝
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第３０号
茨城県神栖市賀2044番地12
債務者　山沖　正廣
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第３６号
茨城県神栖市神栖２丁目８番27号　ミントハウス１号
債務者　倉橋周一郎
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第１０４号
茨城県常総市中妻町578番地２
債務者　高野　裕幸
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１１１号
茨城県筑西市辻1388番地１
債務者　小林　好美
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１３０号
千葉県船橋市二和東１丁目17番６号
債務者　鳥越　一洋
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２９５号
千葉県習志野市花咲１丁目６番５号
債務者　鴻巣　　大
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２９６号
千葉県習志野市花咲１丁目６番５号
債務者　鴻巣　真弓
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３７７号
千葉県市原市島野1953番地１、住民票上の住所千葉県市原市五井西２丁目６番地６　ルミナス203
債務者　大木　裕介
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４８１号
千葉県船橋市芝山６丁目８番２号富貴荘102号
債務者　佐々木のぶ子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５００号
千葉市花見川区花見川９番12棟401号
債務者　中村真理子（旧姓古内・前村）
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５１４号
千葉市緑区大椎町1251番地の133
債務者　丸山　茂美
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５２６号
千葉市若葉区桜木１丁目32番49号　ヴィレッジダイドー301号
債務者　障子上博一
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５４４号
千葉市若葉区千城台西３丁目12番４棟305号
債務者　向後　春雄
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係